

岐阜県発注建設工事の入札における 建設業法施行令改正への対応について

1 改正概要

「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）」の公布により、技術者の専任配置及び監理技術者の金額要件が変更されます。
（令和7年2月1日施行）

【改正内容】主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負金額（下限）

	改正前	改正後
建築一式工事以外	4,000万円	4,500万円
建築一式工事	8,000万円	9,000万円

【改正内容】監理技術者の配置を要する下請契約の総額（下限）

	改正前	改正後
建築一式工事以外	4,500万円	5,000万円
建築一式工事	7,000万円	8,000万円

2 技術者の取扱い

改正に伴い、岐阜県発注の建設工事における技術者の取扱いについては以下のとおりとします。

- 本公告は改正前の金額を記載していますが、改正後の施行令が適用されるため、改正後の金額要件を適用します。
- 「特例監理技術者」と記載があるものは、「建設業法第26条第3項ただし書き第1号及び第2号を適用する技術者」と読み替えてください。

3 入札公告共通事項について

「岐阜県一般競争入札実施要領」第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】については、当面の間、以下のとおり読み替えの対応を行ってください。

- ・「1 入札参加資格に関する事項」(12) 及び (14) に記載の「特例監理技術者」を「専任特例2号の適用を受ける監理技術者」と読み替えます。
- ・「4 入札執行に関する事項」(11) アに記載の「特例監理技術者」を「専任特例1号、専任特例2号の適用を受ける技術者」と読み替えます。
- ・上記以外の箇所に記載の「特例監理技術者」を読まず、専任特例1号、専任特例2号の適用を受ける技術者は、「主任技術者」、「監理技術者」に含めて読みます。
- ・「1 入札参加資格に関する事項」(13) に記載の「4,500 万円以上」を「5,000 万円以上」に、「7,000 万円以上」を「8,000 万円以上」に読み替えます。
- ・「4 入札執行に関する事項」(13) に記載の「4,000 万円以上」を「4,500 万円以上」に、「8,000 万円以上」を「9,000 万円以上」に読み替えます。

問い合わせ先：岐阜県県土整備部技術検査課入札制度係 058-272-8504（直通）